

新・県営水道ビジョン策定に向けた検討委員会設置要綱

(設置)

第1条 新たな県営水道ビジョン（以下「新・県営水道ビジョン」という。）を策定するにあたり、学識経験者等による助言を受けるため「新・県営水道ビジョン策定に向けた検討委員会」（以下「委員会」という。）を設置する。

(所掌事務)

第2条 委員会は、新・県営水道ビジョン策定についての助言を行う。

(組織)

第3条 会議は、別表に定める委員等をもって構成する。

2 委員等の任期は、本要綱の施行の日から令和10年3月31日までとする。

(会長)

第4条 委員会に会長を置く。

2 会長は、委員の互選によって定める。

3 会長は、会務を総理し、委員会を代表する。

4 会長に事故があるとき、又は会長が欠けたときは、あらかじめ会長の指名する委員が、その職務を代理する。

(会議)

第5条 委員会の会議（以下「会議」という。）は会長が招集する。ただし、第1回の会議の招集については、企業庁水道課が招集する。

2 委員会は、2名以上の委員の出席がなければ、会議を開くことができない。

3 委員は都合により会議を欠席する場合は、代理の者を出席させることができることとし、代理の者の出席をもって当該委員の出席とみなす。

(アドバイザー)

第6条 委員会に別表に定めるアドバイザーを置く。

2 アドバイザーは、第2条に掲げる所掌事務に関し、必要な助言を行うものとする。

(オブザーバー)

第7条 委員会に別表に定めるオブザーバーを置く。

2 オブザーバーは必要に応じ、会議に出席し意見を述べることができる。

(意見の聴取)

第8条 会長は必要があると認めるときは、委員会の会議に委員以外の者の出席を求め、説明又は意見を聴くことができる。

(謝金)

第9条 委員、アドバイザー、オブザーバー及び第8条に定める者が、会議及び会議に係る職務に従事したときは、別に定めるところにより謝金を支給する。

2 第5条第3項の規定に基づき、代理人が会議に出席したときは、代理人に対して、委員と同額の謝金を支給する。

(旅費)

第10条 委員、アドバイザー、オブザーバー及び第8条に定める者が、会議及び会議に係る職務のために旅行したときは、「兵庫県職員等の旅費に関する条例」(昭和35年兵庫県条例第44号)の規定により旅費を支給する。

2 第5条第3項の規定に基づき、代理人が会議に出席したときは、代理人に対して、旅費を支給する。

(庶務)

第11条 会議の庶務は、企業庁水道課において処理する。

(補則)

第12条 この要綱に定めるもののほか、委員会の運営に関して必要な事項は、別に定める。

附 則

(施行期日)

1 この要綱は、令和8年7月1日から施行する。

(要綱の失効)

2 この要綱は、令和10年3月31日限り、その効力を失う。

(別表)

第3条に規定する委員等は次のとおりとする。

委 員	京都大学大学院 工学研究科 教授 伊藤 禎彦	
	関西学院大学 経済学部 教授 上村 敏之	
	神戸大学大学院 工学研究科 教授 鯨田 泰子	
	神戸大学大学院 経営学研究科 教授 中村 絵理	
アドバイザー		阪神水道企業団 企業長 吉田 延雄
オブザーバー (※)	県関係課	総務部 市町振興課
		企画部 総合政策課
		土木部 上下水道課
	受水団体	神戸市 水道局
		川西市 上下水道局
		三田市 上下水道部
		猪名川町 まちづくり部
		明石市 上下水道局
		加古川市 上下水道局
		姫路市 上下水道局
		太子町 経済建設部
		淡路広域水道企業団

※オブザーバーについては、各組織の関係者が出席する。

第9条にて定める委員等の謝金

「新・県営水道ビジョン策定に向けた検討委員会」は、「新・県営水道ビジョン」を策定するにあたり、幅広い専門的知見を有する学識経験者等による指導助言を受けるための委員会であることから、委員の謝金については、「委員会の委員等の報酬及び費用弁償に関する条例」（昭和35年兵庫県条例第24号）に定める審議会等の委員の報酬の額に準ずるのが妥当である。

よって、委員等に対して支給する謝金の額は、下表のとおりとする。

委員等の区分	謝金の額
会長	日額 16,100円
委員等及び第8条に定める者	日額 13,000円